

豊川市監査公表第24号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、株式会社日本メカトロニクスから措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成29年5月10日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	松 下 広 和

【別紙】

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知書（株式会社日本メカトロニクス）

『株式会社日本メカトロニクス財政援助団体等監査』

監査実施期間 平成28年 8月31日から
平成28年10月27日まで

豊川市監査公表第1号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 豊川駅東駐車場始め4施設の指定管理基本協定書について、次の不履行があったので、是正されたい。</p> <p>(1) 第6条第3項に規定する本業務の固有の銀行口座での経理事務がされていなかった。</p> <p>(2) 豊川駅東駐車場管理業務において、持込備品（FAX、車椅子）を本業務に使用しているが、第24条第2項に規定する承認を受けていなかった。</p> <p>(3) 施設賠償責任保険・動産総合保険・盗難保険・自動車管理者賠償責任保険に加入しているが、第36条第3項に規定する保険証券等を提示していなかった。</p>	<p>(1) 第6条第3項に規定する本業務の固有の銀行口座での経理事務を行っていなかったため、本業務に係る固有の銀行口座を開設し、平成29年度の経理事務を平成29年4月1日から開設した銀行口座で運用した。</p> <p>(2) 豊川駅東駐車場管理業務において、持込備品（FAX、車椅子）を本業務に使用しているが、第24条第2項に規定する承認を受けていなかったため、市の指示により、平成29年1月20日付けで持込備品承認申請を提出し、同日において承認された。</p> <p>(3) 施設賠償責任保険・動産総合保険・盗難保険・自動車管理者賠償責任保険に加入しているが、第36条第3項に規定する保険証券等を市に提示していなかったため、市の指示により、平成29年1月20日付けで保険証券等の写しを提出した。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成29年4月17日現在のものである。